

ヘイト・スピーチに対し名誉毀損罪の成立を認めた例

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 2 年 9 月 14 日
【事 件 番 号】 令和 2 年（う）第 46 号
【事 件 名】 名誉毀損被告事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却（上告、後上告棄却）
【参 照 法 令】 刑法 230 条の 2、刑事訴訟法 396 条
【掲 載 誌】 裁判所ウェブサイト
◆ LEX/DB 文献番号 25571082

大阪市立大学教授 金澤真理

事実の概要

かねてより在日本朝鮮人総連合会（以下、「朝鮮総連」という。）や朝鮮学校等を批判するなどの活動をしていた被告人は、公園で拡声器を用いて不特定多数人に対し、その公園に隣接して所在し、ある学校法人（以下、「本件学校法人」という。）が運営していた学校（以下、「当該学校」という。）を指して、「ちょっと前までね、ここ、空き地になっているでしょ。ここにね、日本人を拉致した朝鮮学校があったんですね」、「ここに何年か前まであった京都の朝鮮学校ってありますよね、この朝鮮学校は日本人を拉致しております。」「これはもう警察庁にも認定されて、その朝鮮学校の校長ですね、日本人拉致した、国際指名手配されております。」「この公園の横に、その拉致した実行犯のいる朝鮮学校がありました」などと申し述べ、また、その言動を撮影して動画を作成してインターネット上の自己のアカウントに掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態にさせた。

名誉毀損罪で起訴された被告人は、自らの発言内容は公共の利害に関するものであり、その目的が専ら公益を図ることにあった上、摘示事実は真実であるから刑法第 230 条の 2 第 1 項により被告人は無罪であり、仮に摘示事实在真実と認められないとしても、相当の根拠に基づいて真実であると誤信したものであるから、名誉毀損罪は成立せず無罪であるとし、その前提として、①発言は、

朝鮮総連の支配下にある朝鮮学校一般についての事実の摘示であり、当該学校を運営する本件学校法人についてのものではない、②仮に本件学校法人に関する事実の摘示と解される場合にも、被告人の意図は朝鮮学校一般に関する事実の摘示であったことは明らかであるから、本件学校法人に対する名誉毀損の故意は阻却されると主張した。

京都地裁は、冒頭の事実を認定した上で、まず、被告人の発言中の「朝鮮学校」とは、かつて本件公園に隣接して存在した当該学校を指すことが明らかであり、同校は保護されるべき独自の名誉を有するところ、摘示された、同校の元校長が日本人を拉致し、国際指名手配されているという事実は、同校を運営していた本件学校法人の外部的評価を低下させる行為といえること、次いで上記①で主張されるような形骸化は認められず、実体のある本件法人には保護に値する独自の名誉があるといえとし、被告人自身は、②で主張されるように朝鮮総連の支配下にある朝鮮学校一般及び朝鮮総連そのものを糾弾する意図で上記の言動を行ったと認められるとしても、その発言の客観的内容を認識していたと、①②をいずれも排斥した。さらに、日本人拉致事件の実行犯に関する内容は、刑法第 230 条の 2 第 2 項により、公共の利害に関する事実とみなされ、本件学校法人の元校長が日本人拉致によって国際手配されたことや、朝鮮総連が朝鮮学校全般に一定の影響力を及ぼしていたことについては、少なくともそのよう

に考える相当の理由があったといえること、自身も公判廷で、朝鮮が行った拉致などの悪事を知ってほしい、自分の活動が最終的に日本の国益になると信じている旨供述していることから、被告人は、主として日本人拉致事件に関する事実関係を一般に明らかにするという目的で判示の行為に及んだもので、同条第1項の公益を図る目的があったものであるとしたものの、その適用自体については、次の理由で否定した。即ち、朝鮮総聯と朝鮮学校は、朝鮮総聯の地方本部を通じて、密接な関係を有しており、朝鮮総聯が朝鮮学校に対して一定の支配力を及ぼしている可能性が高いこと、また、当該学校法人の元校長が日本人拉致事件に関し国際手配されたことがうかがわれ、これらの新聞報道等の資料内容を把握していた被告人において、上記のような朝鮮総聯と朝鮮学校との関係や学校法人の元校長が日本人拉致事件に関し国際手配されたと認識したことについて、相当な理由があったといえるが¹⁾、そうだとすると、朝鮮総聯の支配が一定程度及ぶ本件学校法人が、形骸化して法人としての実体を失っており、朝鮮総聯と一体になっているとまではいえず、また、朝鮮学校の関係者による犯罪行為を朝鮮総聯が指示したということや、さらに朝鮮総聯が本件学校法人や当該学校を含む各地の朝鮮学校に対して一般的に犯罪を行わせているということもいえない。そうすると、朝鮮総聯が各朝鮮学校に一定の支配力を及ぼしていることを理由として、大阪の朝鮮学校の元校長が拉致事件に関与していることと京都の朝鮮学校の元校長が拉致事件に関与していることが実質的に同一であると評価することは相当ではない、と。さらに、「被告人の発言の重要部分は、『当該学校の元校長が日本人を拉致し、国際指名手配されている』というところに止まるというほかなく、この点については、真実性の証明も真実であると信じたことについて相当な理由も認められない」と断じて名誉毀損罪の成立を認め、懲役1年6月の求刑に対し、被告人を名誉毀損罪のことで罰金50万円に処した。

これに対して、「被告人の言う『朝鮮学校』とは、朝鮮学校一般を指し、被告人の認識としてもそうであったのに、その『朝鮮学校』というのは当該学校を指し、被告人もその認識であったと認定し、

それを前提に本件発言につき真実性の証明及び真実であると信じたことについて相当な理由はないとした原判決には、判決に影響を及ぼすことが明らかな事実の誤認、ひいては、判決に影響を及ぼすことが明らかな法令適用の誤りがある」と控訴がなされた。

判決の要旨

控訴棄却。

「被告人は全ての朝鮮学校は朝鮮総聯に支配された一体的なものとみなしていると認められるところ、そのような被告人の認識を前提とすれば、」朝鮮学校一般及び朝鮮総聯糾弾の意図であっても「当該学校のことを指して本件発言をすることも不自然ではな」く、「当該学校を運営する本件学校法人の名誉が害されることを認識しながら本件発言をしたとしても、被告人の主観においては前記目的と矛盾しない」。「本件当日は、当初予定していた場所に代えて、かつて当該学校が存在していた場所に近い本件現場で演説を行うことにし、その際、本件発言などに加えて『この京都の朝鮮学校ね。これが出ていく原因になったんは我々でございます。』などと自己の活動の結果を誇示する発言もしている。」以上によれば、「本件発言には、かつて本件現場近くにあった当該学校の関係者が日本人拉致事件を起こしたということによって、被告人が行ってきた活動を正当化し、近隣住民に演説を聴いてもらおうとする意図もあったことがうかがわれる。そうであれば、当該学校のことを指して本件発言をしたとしても、何ら不自然ではない」。

判例の解説

一 事実を摘示される相手——名誉の主体

本件においては、一、二審を通じ、被告人が判示の発言を行ったこと自体に争いはない。しかし、被告人は、自己の発言が公共の利害に関するものであるとして、刑法第230条の2の特例による不処罰の適用を求め、その適用の前提として、特定の学校に関してではなく、朝鮮総聯の支配下にある朝鮮学校²⁾一般に関する事実を摘示したと

主張した。

名誉毀損罪は、人の人格権たる名誉を保護する。名誉主体には自然人のみならず、法人その他の人の団体も含まれるとするのが判例の立場である³⁾。これに対しては、名誉を人の内的価値から発する尊厳としての利益と解し、自然人ではない団体の名誉主体性を否定する見解も唱えられる⁴⁾。法人その他の人の団体に対する社会的評価も刑法的保護の対象であるとする立場に立脚しても⁵⁾、単に属性を同じくする人の集団のものというだけでは足りず、特定団体のそれであることを要するとされる。この理解はまず、名誉毀損罪が人格権たる名誉を保護する以上、一つの意思主体としての社会的活動を行える統合的存在の前提を要することから根拠づけられる⁶⁾。他方、名誉毀損罪における法益侵害の構造も根拠となる。事実の摘示による名誉の毀損を侮辱罪に比べて重く罰する名誉毀損罪は、社会において統一的な意思の下で活動する団体の社会的評価を低下させてはじめて犯罪が成立すると考えられるからである。多様な人を含む集団に集合的呼称をつけただけでは、名誉主体たりえない⁷⁾。

それでは、集団一般を指した名誉侵害はありえないか。兵役拒否者らによる、「兵士は殺人者だ」という言説がドイツ刑法上の名誉侵害に問われるかどうかを扱ったドイツ連邦憲法裁判所判決⁸⁾を見ると、名誉侵害的表現は、集団を構成する各人に還元され、侵害の有無を判断されるべきであるが、集団が大きくなればなるほど、それに応じて保護は薄くなるという⁹⁾。この考え方によれば、団体に所属する個人に対する名誉の侵害と捉えられる限りで、名誉の保護を図ることは可能となる¹⁰⁾。

二 ヘイト・スピーチの構造

一方で、特定個人の仲間や、その属する特定の団体の社会的評価を低下させるのではなく、他者を、ただ出身や国籍等の属性で区分し、文化的背景等に矛先を向けて悪罵し侮蔑するヘイト・スピーチは、侮辱罪に問われることはありえても¹¹⁾、それ自体では日本の判例に従えば名誉毀損罪とはならない。たとえ社会的評価を低下させる事実の摘示がなされたとしても、問題の言説が向けられ

たのが統一的な意思に基づき活動する団体でなければ名誉主体とされないからである。しかし、ある属性にあてはまるからという理由で差別的言辭を浴びせ、憎悪をあおることが許されているは、社会において相互に尊重されることが不可欠な人の共生の基盤が失われることになりかねない。

多くの場合、少数者への攻撃の形をとるヘイト・スピーチは、対象となる人をその属性ごと貶める点に特徴がある。それ故、自然人ではない団体の名誉主体性を否定する見解によっても、保護されるべき名誉の存在を肯定する余地が生まれる。ヘイト・スピーチは、人の内的価値より発する尊厳があるにも拘らず、これを傷つけると説明することができるからである。のみならず、憎悪の対象たる属性を有する者の尊厳を破壊してもよい、というメッセージを社会に向けて発信する点で、ヘイト・スピーチは、人として等しく保護されるべきこの利益に対する重大な侵害性を帯びる¹²⁾。事実の摘示をもってある階層(クラス)の中での社会的評価を低下させるということとどまらず、社会において対等の扱いを否定するような言説は、その対象が属する集団一般に対してであったとしても、その集団に属し、攻撃されるひとりひとりの人間の尊重要求を侵害するといえる。既に民事事件において差別的発言に対し、名誉毀損による不法行為を認めた例があるが¹³⁾、刑法上の名誉毀損罪の成立を問うべき場合もあるといえよう。

三 本判決の意義と限界

本判決は、朝鮮学校一般が名誉の主体たりうるかという点に立ち入ることなく、被告人の言動から、言説の相手方が特定の朝鮮学校を指すことは一義的に明らかであるとして、名誉毀損の構成要件該当性を認めた。また、摘示事実の真実性については証明がなされたと認められず、かつ、真実と信じたことの相当性をも否定した。事実の摘示がある事案についてであるが、ヘイト・スピーチに名誉毀損罪が認められた事例として重要である。もっとも、特定の対象を指したものでない場合は別の扱いがありうるとの含みを残した。さらに、刑法第230条の2の特例の適用に関しては、真実性の証明の前提として、目的が「専ら公益を

図ること」も認めた点につき、なお検討を要する。この条項を必ずしも文言どおりに捉えず主たる動機が公益を図ることであれば足りるとする判例が少なくないが¹⁴⁾、狂信的な信念の下行為につき、真実性の証明が許され、被害者が二次被害にさらされることは、法の趣旨に反すると解されるからである。本条の法的性格に即して、正当性が認められる客観的な公益性判断を求める途がありえようが、この点の検討は今後の課題としたい。

●—注

- 1) 刑法第230条の2の適否の判断に際し、第一審の京都地裁が事実摘示の資料としたのは、平成18年から平成23年頃にかけての新聞報道、公的機関や地方自治体の調査結果、及び朝鮮総連による書籍やホームページでの発表文書等の記載、ならびに公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づく文部科学大臣の指定を受けられなかったという不指定処分の取消及び指定の義務付けを求める訴訟等での裁判所の判示事実である。これを踏まえ、被告人がかねてより日本人拉致の問題等に関心を持ち、また、朝鮮総連等を批判するなどの活動をしていたもので、上記の新聞報道等の資料の内容は概ね把握し、また、本件後も上記訴訟に関し、裁判の基礎となる事実関係について概ね把握していたと認定した。
- 2) 学校教育法第134条に規定される各種学校に属する。各種学校は、同法第1条に規定されるもの以外に分類され、学校教育に類する教育を行う。各種学校規程に定める一定の基準を満たした場合、都道府県知事の認可を得て設置される。
- 3) 大判大15・3・24刑集5巻117頁。侮辱罪に関し、最決昭58・11・1刑集37巻9号1341頁。ただし、侮辱罪は主観的な名誉を保護法益とするとの見解に立ち、法人に対する侮辱罪は否定されるべきであるとの2人の裁判官の反対意見が付されている。
- 4) 侮辱罪の保護法益を主観的な名誉と解するかどうかにかかわらず、自然人の人格を保護の出発点として名誉概念を構想する丸山雅夫「個人的法益としての『名誉』概念——団体に対する名誉侵害を手がかりとして」内田文昭先生古稀祝賀論文集（青林書院、2002年）315頁以下。松原芳博『刑法各論』（日本評論社、2016年）130頁以下、松宮孝明『刑法各論講義〔第5版〕』（成文堂、2018年）155頁も参照。
- 5) 同じ社会的評価であっても、法人の経済的側面での活動基盤たる信用は、信用毀損罪の保護対象である。故に例えば支払意思・能力に関するような事実の摘示については、信用毀損罪の成立が検討されることとなる。
- 6) 佐伯仁志「名誉とプライバシーに対する罪」芝原邦爾ほか編『刑法理論の現代的展開各論』（日本評論社、

1996年）78頁。

- 7) 「東京市民」や「九州人」のような漠然とした表示によっては、なお名誉毀損罪は成立しないとされた（前掲大判大15・3・24）。ある属性を有する人の集団につき名誉毀損を成立させるには、——真偽を問わないにせよ——集団全体に共通した社会的評価を低下させる事実を摘示しなければならないこととなる（大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法〔第3版〕』（青林書院、2019年）17頁〔中森喜彦〕）。
- 8) ドイツ連邦憲法裁判所1995年10月10日決定（BVerfG 93, 266）。「兵士は殺人者だ」と書かれた横断幕を交差点に掲げるなどした兵役拒否者の行為をドイツ刑法第185条の侮辱罪のかどで有罪とした刑事裁判に対する（併合された）異議申立に関し、連邦憲法裁判所は、原有罪判決を破棄した。
- 9) もっとも、本件は、事実の摘示によるのではなく、表現の自由の保障をより厚く受ける見解の表明に関する事例とされた点に注意を要する。事実の摘示と見解の表明との法益侵害の程度の相違に関しては、拙稿「刑法上の名誉に関する覚書」『小田中聰樹先生古稀記念論文集下巻』（日本評論社、2005年）199頁以下参照。
- 10) 平野龍一『刑法概説』（東京大学出版会、1977年）192頁参照。
- 11) 大阪高判平23・10・28（LEX/DB25480227）は、ある学校法人が設置する学校前の路上で、拡声器を用いて大音声で侮蔑的な言辭を怒号すると共に、隣接する公園に置かれていた同校の朝礼台を移動させて同校の門扉に打ち当てるなどした上、同校が所有するスピーカー等をつなぐ配線コードを切断した行為につき、侮辱罪及び威力業務妨害罪のかどで有罪判決を下した原審である京都地判平23・4・21（LEX/DB25471643）の判断を維持した（上告は、最高裁で棄却された）。なお清水晴生「ヘイトスピーチと侮辱罪」白鷗27巻2号（2020年）91頁も参照。
- 12) 遠藤比呂通「尊厳とヘイト」法時92巻12号（2020年）101頁以下。金尚均『差別表現の法的規制』（法律文化社、2017年）も参照。
- 13) 民事事件では、既に京都地判平25・10・7判時2208号74頁等で損害賠償、差止請求が認容された例等がある。
- 14) 東京地判昭58・6・10判時1084号37頁等。